

富山県水源地域の保全に関する基本指針

平成 25 年 6 月 20 日策定

富山県水源地域保全条例（平成 25 年富山県条例第 12 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、水源地域における適正な土地利用の確保に関する基本的な指針として、「富山県水源地域の保全に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を次のとおり定めます。

1 水源地域に関する基本的事項

富山県の豊かで清らかな水資源は、本県発展の礎であり、農林水産業やものづくり産業の振興、豊かな県民生活の実現に欠かすことができない貴重な財産です。

一方、近年、他道県において、利用目的が明らかでない大規模な森林の土地取引が認められ、水源周辺の無秩序な開発が懸念されています。また、世界的な水の需要の増大に伴い、水不足への懸念が高まり、水資源の重要性が再認識されています。

こうしたことから、水資源の保全のために適正な土地利用を確保することが必要な地域を水源地域として指定し、地域の特性に応じてその保全のための取組みを推進します。

(1) 基本的な考え方

水源地域とは、森林の存する地域、公共の用に供する水源に係る取水地点（以下「公共用水源の取水地点」という。）及びその周辺の地域、その他水資源を保全するため必要と認められる地域（湧水地など）のいずれかに該当する地域のうち、水資源の保全のために適正な土地利用を確保することが必要な地域をいいます。

ア 森林の存する地域

森林は、木材生産の場としてだけでなく、水源の^{かんよう}涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収など多面的な公益的機能を有します。このうち、森林の持つ水資源の貯留、水質浄化、洪水緩和といった水源^{かんよう}涵養機能に着目し、森林の存する地域を水源地域の対象とするものです。

イ 公共用水源の取水地点及びその周辺の地域

公共用水源の取水地点とは、水道に用いられる水資源であって、公共用に用いられるものの原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいいます。

公共用水源は、県民生活に欠かせないものであることから、取水地点及びその周辺の地域を水源地域の対象とするものです。

ウ その他水資源を保全するため必要と認められる地域（湧水地など）

本県は多くの湧水地を有しており、「名水百選」に全国最多の 8ヶ所が選定されています。また、県としても、数多くの湧水地を「とやまの名水」として指定しています。こうした湧水地等も、水資源に恵まれた本県を象徴するものであり、地域住民等に広く親しまれ利用されていることから、これらを保全していくことができるよう、水源地域の対象とするものです。

(2) 適正な土地利用の確保のための取組み

ア 水源地域の指定

県は、基本指針に沿って、水資源の保全のために適正な土地利用を確保することが必要な地域を、水源地域として指定することができます（条例第 12 条）。

イ 土地所有者等への指導・助言

県は、基本指針に沿った土地の利用を図るために必要があると認めるときは、水源地域内の土地所有者等に対し、土地の利用の方法その他の事項に関し指導又は助言を行うことができます（条例第 13 条）。

ウ 水源地域内の土地に関する権利の移転等の事前届出

水源地域内の土地所有者等は、土地取引の契約を締結しようとするときは、6 週間前までに県へ届け出なければなりません。これにより、県は、水源地域における土地取引の情報を早い段階で把握し、必要に応じて指導又は助言を行うことにより、水源地域における土地利用の適正化を図ることが可能となります（条例第 14 条）。

エ 届出者への指導・助言

県は、適正な土地利用の確保を図るため、水源地域内の土地取引の事前届出をした者（売主等）に対し、当該土地の利用の方法等について必要に応じて指導又は助言を行うことができます。

なお、土地取引が指導又は助言を踏まえたものとなるよう、指導又は助言を受けた者（売主等）は、その内容を、権利の移転又は設定を受けることとなる者（買主等）へ伝達しなければなりません（条例第 15 条）。

オ 報告の徴収及び立入調査

県は、届出内容の確認や、指導又は助言の必要性の判断等のために必要があると認められるときは、土地取引の事前届出をした者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に当該届出に係る土地への立入調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができます（条例第 16 条）。

カ 勧告・公表

県は、条例の実効性が担保されるよう、土地取引の事前届出をした者が報告の徴収若しくは立入調査に協力しない場合、又は土地所有者等が土地取引の事前届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合は、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができます（条例第 17 条）。

また、勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、県は、その旨及び当該勧告の内容を公表することができます（条例第 18 条）。

キ 過料

土地所有者等が土地取引の事前届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合、又は土地取引の事前届出をした者が報告の徴収若しくは立入調査に協力しない場合は、5 万円以下の過料に処します（条例第 20 条）。

2 水源地域の指定に関する事項

(1) 基本的な考え方

水源地域は、個々の水源の状況や地域住民の意向など、地域の実情を勘案して指定する必要があります。このため、県は、あらかじめ関係市町村の意見を聴いたうえで、また、公告及び縦覧により区域内の住民及び利害関係人に意見書を提出する機会を与えたうえで、水源地域を指定します。

(2) 区域設定

水源地域の区域設定の考え方は、次のとおりとします。

また、区域設定にあたっては、大字単位（全部又は一部）で指定するとともに、「水源地域区域図」で示すものとします。

ア 森林の存する地域

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた県の地域森林計画の対象となっている民有林のうち、水源涵養保安林（森林法第25条第1項の規定により、同項第1号に掲げる目的を達成するために指定された保安林）又は森林の有する水源涵養機能が^{かんよう}高いと認められる民有林を含む大字に存するものを水源地域とします。

イ 公共用水源の取水地点及びその周辺の地域

(7) 地表水から原水を取り入れる場合

原則として、公共用水源の取水地点に対する集水区域のうち、地形の状況等を勘案し、その一部の区域を水源地域とします。

なお、集水区域とは、特定の一地点をとった場合に、その地点に流下してくる降水のもたらされる範囲をいいます。

(4) 地下水（湧水含む）から原水を取り入れる場合

原則として、公共用水源の取水地点から一定距離（概ね300メートルを基本とする。）の範囲内のうち、地形・地質の状況等を勘案し、主として上流側を中心として、その一部の区域を水源地域とします。

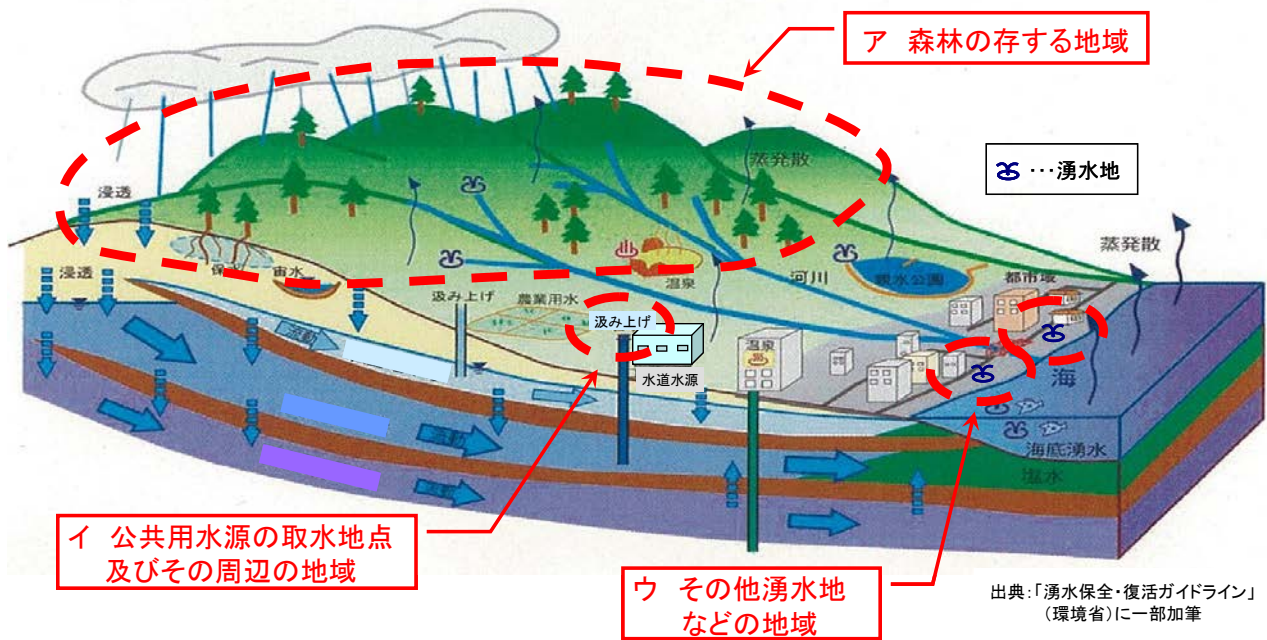
ウ その他水資源を保全するため必要と認められる地域（湧水地など）

公共用水源の地表水又は地下水の区分に準じて、水源地域の区域を設定します。

具体的には、例えば湧水地については、地下水に準じ、湧水地点から一定距離（概ね300メートルを基本とする。）の範囲内のうち、地形・地質の状況等を勘案し、主として上流側を中心として、その一部の区域を水源地域とします。

エ 互いに重複する場合の取扱い

イ又はウによる水源地域のうち、アによる水源地域と重複する区域については、アのみにより指定されたものとして、イ又はウによる水源地域から除外するものとします。



【水源地域指定のイメージ図】

3 水源地域において土地所有者等が適正な土地利用を確保するために配慮すべき事項

水源地域の保全のためには、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら、豊かで清らかな水をふるさとの貴重な財産として県民全体で守っていく取組みが必要です。なかでも、水源地域内の土地に関して権利を有する土地所有者等は、条例の基本理念にのっとり、水源の涵養^{かんよう}など水源地域の保全のための適正な土地利用に配慮する責務を負います（条例第5条）。

具体的には、水源地域の区分に応じて、以下に掲げる事項に配慮した土地利用を行うものとします。

なお、現在の土地所有者等（売主等）から権利の設定又は移転を受けた者（買主等）も、新たな土地所有者等として適正な土地利用に配慮する責務を負うこととなります。

(1) 森林の存する地域

水源の涵養^{かんよう}に大きな役割を果たしている森林では、適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために次のとおり必要な措置を講ずるよう努めることとします。

- ① 良質な水の安定供給を確保するため、適切な保育、間伐に努めることとします。
- ② 伐採後は、水源涵養機能^{かんよう}の回復を図るため、早期の造林等に努めることとします。

(2) 公共用水源の取水地点及びその周辺の地域

次のとおり、水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為（土地の区画形質の変更）など、水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用を避けるよう努めることとします。

また、周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めることとします。

- ① 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為を行う場合は、事前に公共用水源の取水施設の管理者や地元住民の理解を得るよう努めることとします。
- ② 地下水の利用にあたっては、取水の影響や対策の評価に努め、地下水障害の未然防止に配慮するとともに、地下水の保全を図るため、節水や利用の合理化に努めることとします。
- ③ 開発行為を行う場合は、十分な緑地の確保を行うほか、雨水浸透^{ます}枿、浸透式調整池、浸透性舗装を設置するなど、身近に取り組める地下水涵養^{かんよう}対策を行うよう努めることとします。
- ④ 棚田等の農地において耕作放棄地の発生防止を図るとともに、地域共同による農地や農業用水等の保全活動を行うことにより、農地が有する地下水涵養^{かんよう}機能の維持保全に努めることとします。

(3) その他水資源を保全するため必要と認められる地域（湧水地など）

公共用水源の取水地点及びその周辺の地域に準じて、適切な土地利用に努めることとします。

4 その他水源地域において適正な土地利用を確保するために必要な事項

(1) 土地利用関係法令の遵守

水源地域における適正な土地利用の確保を図るため、水源地域内の土地所有者等は、売買等の土地取引を行おうとするときは、条例に基づき事前届出をしなければならないこととされていますが、このほか、場合によっては土地所有者等以外の関係者も含め、土地取引行為、地表水や地下水の取水行為、砂利や土砂の採取行為、開発行為などを行おうとするときは、別表に掲げるものをはじめ土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行わなければなりません。

(2) 水源地域の保全に関する施策の総合的な推進

水源地域における適正な土地利用の確保を図るため、県は、市町村、土地所有者等、県民、事業者との適切な役割分担と相互の連携協力のもと、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進^{かんよう}していくこととします。

ア 森林が有する水源涵養^{かんよう}機能の維持増進

森林が有する水源涵養^{かんよう}機能の維持増進を図るため、次に掲げる施策を推進します。

(7) 森林の育成保全

森林法に基づく森林計画制度、保安林制度、林地開発制度を適切に運用するとともに、治山事業による森林整備を進め、水源涵養^{かんよう}機能の確保を図ります。

(イ) 森林施業の適切な実施

水源涵養^{かんよう}機能を高度に発揮するための適切な造林、保育、間伐等の森林施業を支援することにより、持続的な森林経営を促進します。

(ウ) 県民参加による森づくりの推進

「水と緑の森づくり税」を活用して、森林ボランティアなど幅広い県民の参加を得て、水源涵養機能の発揮につながる混交林の整備など多様な森づくりを推進します。

イ 農村・都市地域における水源涵養機能の維持保全

(ア) 農地の維持保全

秩序ある土地利用計画のもとに農地を確保し、適切な維持管理を行って、農地の地下水涵養機能を維持保全します。

(イ) 中山間地域の保全

中山間地域の耕作放棄等を防止するため、生産基盤、生活基盤及び環境基盤の整備を進めるとともに、棚田等の利活用や保全活動を支援し、地下水涵養機能を維持保全します。

(ウ) 河川環境の整備

治水上の安全性を確保しつつ生物の生息・生育環境等に配慮した多自然型川づくりを推進し、水循環系の健全性を保ちます。

(エ) 雨水浸透施設の整備

市街地等における浸水対策として雨水貯留浸透施設等の整備が行われていますが、地下水涵養の観点からこうした施設の整備促進に努めます。

ウ 地下水の保全と涵養

(ア) 地下水の保全と適正利用

開発行為等に対する事前協議制度等を通じて事業者による合理的な地下水利用や自主的な地下水保全対策を推進し、地下水障害の未然防止を図ります。また、市町村と連携して定期的な監視指導を実施します。

(イ) 冬期間の地下水位低下対策

市町村や関係機関と連携して、合理的・効率的な消雪方法や揚水量削減等の地下水位低下対策を推進するとともに、河川水や下水処理水の利用など、消雪用水源の多様化を図ります。また、地下水位の観測体制の整備を進めるほか、インターネット等を利用して、冬期間の地下水位低下に関する情報提供を行います。

(ウ) 地下水の涵養

水田等を活用した地下水涵養について、技術的手法をまとめた「地下水涵養マニュアル」等により、取組みの普及や技術的支援を行います。

(エ) 湧水の保全管理

湧水や自噴井戸の実態把握に努めるとともに、飲用に利用している湧水等については、管理者、市町村と連携して、飲用対策、衛生対策を講じます。

エ 安全で安心して利用できる水資源の確保

(ア) 公共用水域及び地下水における水質の監視

河川、湖沼その他の公共用水域や地下水について、水質汚濁防止法（昭和 45 年法

律第 138 号) に基づき、水質の監視を適切に実施します。

(イ) 水質汚濁に係る発生源対策の推進

工場・事業場への立入検査などによる監視、指導を適切に行うとともに、排水処理施設の維持・管理の徹底などを推進します。また、関係機関と連携して水質汚濁事故の未然防止のための普及啓発を行うとともに、事故発生時には迅速かつ的確に対応し、被害の拡大防止を図ります。

さらに、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づき、水道事業者に対し、水道水源の水質監視や周辺環境保全対策、水道水源汚濁事故に対する関係機関との連携と迅速な対応などの指導を行います。

オ 県民等の理解及び協力の促進

水源地域の保全には、県民、事業者及び土地所有者等の理解が深まり、水源地域の保全に関する施策への協力が促進されることが必要なことから、情報の提供、普及啓発等の取組みを進めます（条例第 10 条）。

<別表>土地利用に関する法令に基づく必要な手続き

①土地取引行為等

要件	必要な手続き等		根拠法令等									
土地取引行為を行う場合	事前届出	水源地域内の土地に関する権利を有している者は、土地売買等の契約を締結しようとする6週間前までに、その旨知事に届け出ること。 (森林地域以外で土地の面積が300㎡以下の場合は、届出不要)	富山県水源地域保全条例									
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	次の区分に応じて、土地の権利取得者(買主等)は、契約締結後の2週間以内に、市町村長を経由して、知事に届け出ること。 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・その他の都市計画区域：5,000㎡以上 ・都市計画区域以外：10,000㎡以上	国土利用計画法									
都市計画区域内・都市計画施設の区域内の土地を有償で譲渡する場合	事前届出	<p>次の区分に応じて、あらかじめ、市の区域内にある土地については市長に、町村の区域内にある土地については当該町村を経由して知事に届け出ること。</p> <table border="1" data-bbox="592 949 1027 1240"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>都市計画施設等の区域</th> <th>都市計画施設等の区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>200㎡以上</td> <td>市街化区域 5,000㎡以上 市街化調整区域 届出不要 その他 10,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域外</td> <td>200㎡以上</td> <td>届出不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>・届出をした日から3週間、また、買取り希望団体があった場合、協議通知を受け取った日から3週間は譲渡が制限される。 ・不買通知を受け取ったとき、協議が成立しなかったときは、譲渡制限は解除される。</p>	区 分	都市計画施設等の区域	都市計画施設等の区域外	都市計画区域	200㎡以上	市街化区域 5,000㎡以上 市街化調整区域 届出不要 その他 10,000㎡以上	都市計画区域外	200㎡以上	届出不要	公有地の拡大の推進に関する法律
区 分	都市計画施設等の区域	都市計画施設等の区域外										
都市計画区域	200㎡以上	市街化区域 5,000㎡以上 市街化調整区域 届出不要 その他 10,000㎡以上										
都市計画区域外	200㎡以上	届出不要										
新たに森林所有者となった場合	事後届出	新たに森林の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、市町村長に届け出ること(国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要)。	森林法									
農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合	許可	農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合は、売主(貸主等)と買主(借主等)が連署で市町村農業委員会に申請を行い、許可を受けること。	農地法									
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外国貿易法									

②地表水・地下水の取水行為、砂利・土砂の採取行為等

要件	必要な手続き等		根拠法令等
河川の流水や敷地の利用を行う場合	許可	河川の流水・土地の占用、土石の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。	河川法
地下水を採取するため揚水設備を設置する場合	事前届出	規制地域又は観察地域において、揚水機の吐出口断面積が21cm ² を超える地下水の揚水設備を設置する場合は、事前に知事に届け出ること。	富山県地下水の採取に関する条例
一定規模以上の地下水を採取する場合	環境影響評価の実施	揚水設備を設け、地下水の合計採集量が8,000m ³ /日以上(自然環境特別配慮地域においては4,000m ³ /日以上)の工場等を設置するときは、環境影響評価を実施すること。 (揚水設備の追加変更により、合計採集量が8,000m ³ /日以上(自然環境特別配慮地域においては4,000m ³ /日以上)増加する場合も環境影響評価を実施すること)	富山県環境影響評価条例
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	一定規模以上の自家用水道等を設置する場合は、工事着手前に知事又は市長の確認を受けること。	水道法
自家用工業用水道の布設を行う場合	事後届出	給水量が5,000m ³ /日を超える自家用工業用水道を布設した場合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。	工業用水道事業法
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事等の許可を受けること。	温泉法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者等の認可を受けること。	砂利採取法
土砂を採取する場合	事前届出	指定区域内において土の採取を行う場合は、着工の15日前までに知事に届け出ること。	富山県土採取規制条例
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可を受けること。	採石法
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め中部経済産業局長の認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、中部経済産業局長の許可を受けること。	鉱業法

③開発行為（土地の区画形質の変更）等

要件	必要な手続き等		根拠法令等
大規模開発を行う場合	事前届出	5 ha以上の大規模開発をしようとするときは、個別法（都市計画法、農地法等）の申請に先立ち、市町村長を経由して、知事に届け出ること。（地元自治会等の同意書を添付）	富山県土地対策要綱
建築物や特定工作物の建築等のために土地の区画形質の変更を行う場合	許可	建築物や特定工作物の建築等のために土地の区画形質の変更を行う場合、次の地域や規模により、知事等の許可（開発許可）を受けること。 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域:1,000㎡以上 ・市街化調整区域:原則全て ・非線引き・準都市計画区域:3,000㎡以上 ・都市計画区域及び準都市計画区域以外: 10,000㎡以上 	都市計画法
市街化調整区域に建築物等を建築する場合	許可	市街化調整区域に建築物等を建築する場合、知事等の許可（建築許可）を受けること。	都市計画法
一定規模を超える建築物等の新築・増築・改築、開発行為等の行為を行う場合 (景観計画区域内に係る場合)	事前届出	景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、景観行政団体の長に届け出ること。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築等 ・工作物の新設、増築、改築等 ・開発行為 ・景観行政団体の条例で定める行為 <p>※平成25年4月1日現在、景観行政団体となり、景観計画を策定している市町 富山市、高岡市</p>	景観法
一定規模を超える建築物等の新築・増築・改築、土地の区画形質の変更等の行為を行う場合 (景観計画区域、立山町を除く)	事前届出	大規模な次に掲げる行為（大規模行為）をしようとする者は、行為に着手する30日前までに知事に届け出ること。（届出を要する規模の定めあり） <ul style="list-style-type: none"> ・建築物及び工作物の新築又は移転 ・建築物及び工作物の増築又は改築 ・建築物等の外観の変更 ・土地の区画形質の変更 ・屋外における物品の集積又は貯蔵 ・鉱物の掘採又は土石の類の採取 	富山県景観条例
景観づくり重点地域内で一定規模を超える建築物等の新築・増築・改築、土地の区画形質の変更等の行為を行う場合	事前届出	立山・大山地区景観づくり重点地域において、次に掲げる行為（特定行為）をしようとする者は、行為の着手する30日前までに知事に届け出ること。（届出を要する規模の定めあり） <ul style="list-style-type: none"> ・建築物及び工作物の新築又は移転 ・建築物及び工作物の増築又は改築 ・建築物等の外観の変更 ・土地の区画形質の変更 ・屋外における物品の集積又は貯蔵 ・鉱物の掘採又は土石の類の採取 ・木竹の伐採 	富山県景観条例

要件	必要な手続き等		根拠法令等
3,000 m ² を超える土地の形質の変更を行う場合	事前届出	3,000 m ² を超える土地の形質の変更を行う場合は、着手予定日の30日前までに、知事に届け出ること。	土壌汚染対策法
農用地区域内の開発行為を行う場合	許可	農業振興地域の農用地区域内で土地の形質変更や工作物の設置等をする場合は、知事の許可を受けること。	農業振興地域の整備に関する法律
農地を転用等する場合	許可	農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合は、知事の許可（農地が4haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けること。	農地法
森林の施業を行う場合	市町村森林整備計画に沿った森林施業	森林施業を行う場合は、各市町村森林整備計画に即した施業に努めること。	森林法
民有林の立木の伐採等を行う場合	事前届出	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を市町村長に届け出ること。	森林法
保安林の立木の伐採等を行う場合	許可等	保安林（保安施設地区）に指定（予定含む）された森林（土地）の立木の伐採等をする場合は、知事の許可等を受けること。	森林法
1haを超える森林の開発行為を行う場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事等の許可を受けること。	森林法
県自然環境保全地域特別地区内で工作物の設置等を行う場合	許可	県自然環境保全地域の特別地区内で工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、河川・湖沼の水量に増減を及ぼす行為、木竹の伐採などを行う場合は、知事の許可を受けること。	富山県自然環境保全条例
県自然環境保全地域普通地区内で工作物の設置等を行う場合	事前届出	県自然環境保全地域の普通地区内で一定基準を超える工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、特別地区内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為などを行う場合は、着手の30日前までに知事に届け出ること。	富山県自然環境保全条例
国立公園特別地域内で工作物の設置等を行う場合	許可	国立公園特別地域内で工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、環境大臣の許可を受けること。	自然公園法
国立公園普通地域内で工作物の設置等を行う場合	事前届出	国立公園普通地域内で一定基準を超える工作物の設置、土石の採取、特別地域内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、着手の30日前までに環境大臣に届け出ること。	自然公園法

要件	必要な手続き等		根拠法令等
国定公園特別地域内で工作物の設置等を行う場合	許可	国定公園特別地域内で工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、知事の許可を受けること。	自然公園法
国定公園普通地域内で工作物の設置等を行う場合	事前届出	国定公園普通地域内で一定基準を超える工作物の設置、土石の採取、特別地域内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、着手の30日前までに知事に届け出ること。	自然公園法
県立自然公園特別地域内で工作物の設置等を行う場合	許可	県立自然公園特別地域内で工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、知事の許可を受けること。	富山県立自然公園条例
県立自然公園普通地域内で工作物の設置等を行う場合	事前届出	県立自然公園普通地域内で一定基準を超える工作物の設置、土石の採取、特別地域内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、着手の30日前までに知事に届け出ること。	富山県立自然公園条例
国指定鳥獣保護区特別保護地区内で工作物の設置等を行う場合	許可	国指定鳥獣保護区特別保護地区内で工作物の設置、水面の埋立、木竹の伐採などの行為を行う場合は、環境大臣の許可を受けること。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
県指定鳥獣保護区特別保護地区内で工作物の設置等を行う場合	許可	県指定鳥獣保護区特別保護地区内で工作物の設置、水面の埋立、木竹の伐採などの行為を行う場合は、知事の許可を受けること。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
土砂災害特別警戒区域内で開発行為等を行う場合	許可	土砂災害特別警戒区域内で老人ホーム・病院などの災害時要援護者関連施設の建築や住宅地分譲などの用途で開発行為を行う場合は、知事の許可を受けること。	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
地すべり防止区域内で工作物の設置等を行う場合	許可	地すべり防止区域内で地下水の排除を阻害する行為、地表水のしん透を助長する行為、工作物等の設置等を行う場合は、知事の許可を受けること。	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域内で工作物の設置等を行う場合	許可	急傾斜地崩壊危険区域内で水のしん透を助長する行為、工作物等の設置及び立木竹の伐採等を行う場合は、知事の許可を受けること。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
砂防指定地内で工作物の設置等を行う場合	許可	砂防指定地内で土地の掘削等、砂防設備に工作物を設置し継続して占用をする場合は、知事の許可を受けること。	砂防法及び富山県砂防指定地等管理条例
海岸保全区域内で開発行為等を行う場合	許可	海岸保全区域内で土地の掘削等、公共海岸の土地の占用をする場合は、海岸管理者の許可を受けること。	海岸法
開発事業を行う場合	環境影響評価の実施	道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、土地区画整理等の開発事業を行う事業者は、環境影響評価を実施すること。	環境影響評価法

要件	必要な手続き等		根拠法令等
開発事業を行う場合	環境影響評価の実施	<p>道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物処理施設、下水道終末処理場、畜産施設、工場・事業場（製造業等）、土地区画整理等の開発事業を行う事業者は、環境影響評価を実施すること。</p> <p>（本条例の対象事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法の対象事業より規模の小さな事業 ・同法の対象事業にはない種類の事業 	富山県環境影響評価条例

④建築行為、特定施設の設置行為等

要件	必要な手続き等		根拠法令等
一定規模を超える建築物の建築、工作物の築造を行う場合	事前確認	一定規模を超える建築物の建築（新築・増築・改築）等、工作物の築造をしようとする場合は、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けること。	建築基準法
汚水又は廃液を排出する施設や有害物質を貯蔵する施設を設置する場合	事前届出	汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）や有害物質を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）を設置する場合は、工事に着手する60日前までに知事に届け出ること。	水質汚濁防止法
下水道法による特定施設を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える物質を排出するおそれのある施設として法令に定める特定施設の設置等を行う場合は、着工の60日前までに、市町村長に届け出ること。	下水道法
廃棄物処理施設を設置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合は、知事の許可を受けること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
産業廃棄物処理施設を設置する場合	事前協議	産業廃棄物処理施設を設置する場合は、生活環境影響調査の内容について、知事に事前に協議すること。	富山県産業廃棄物適正処理指導要綱
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積9,000 m ² 以上又は建築面積3,000 m ² 以上の特定工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、知事又は市長に届け出ること。	工場立地法
公害を発生させるおそれのある工場を新設・増設する場合	事前協議	公害を発生させるおそれのある工場等を新設・増設する場合は、県及び関係市町村に事前に協議すること。	富山県公害防止条例

注）本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。